

「電子交付サービス」取扱規定 新旧対照表

(網掛部分変更)

旧	新
<p>1. (略)</p> <p>2. (対象書面)</p> <p>(1) 本サービスにおいて、当金庫が電子交付により提供する書面は、次の各号に掲げる書面(以下、「対象書面」といいます。)とします。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>④ 取引内容等を記載した書面のうち当金庫が定めるもの</p> <p>⑤ 金融商品取引法その他関係法令の改正等により交付が義務付けられた上記に準ずる書面</p> <p>⑥ 上記①から⑤に該当しない書面のうち、電子交付による提供が適当であると考えられるもの</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>3. ～10. (略)</p> <p>11. (他の規定・約款との関係)</p> <p>この規定に定めのない事項については、朝日信用金庫投信取引約款、特定口座約款、「朝日投信WEB」取扱規定等、お客様に適用されるその他の約款・規定(追加)より取り扱います。</p> <p>12. (略)</p> <p style="text-align: right;">以上 (平成22年7月制定) (平成26年12月改正) (令和2年3月改正)</p>	<p>1. (同左)</p> <p>2. (対象書面)</p> <p>(1) 本サービスにおいて、当金庫が電子交付により提供する書面は、次の各号に掲げる書面(以下、「対象書面」といいます。)とします。</p> <p>①～③ (同左)</p> <p>④ 特定口座年間取引報告書</p> <p>⑤ 上場株式配当等の支払通知書</p> <p>⑥ 取引内容等を記載した書面のうち当金庫が定めるもの</p> <p>⑦ 金融商品取引法その他関係法令の改正等により交付が義務付けられた上記に準ずる書面</p> <p>⑧ 上記①から⑦に該当しない書面のうち、電子交付による提供が適当であると考えられるもの</p> <p>(2)～(3) (同左)</p> <p>3. ～10. (同左)</p> <p>11. (他の規定・約款との関係)</p> <p>この規定に定めのない事項については、朝日信用金庫投信取引約款、(削除)「朝日投信WEB」取扱規定等、お客様に適用されるその他の約款・規定により取り扱います。</p> <p>12. (同左)</p> <p style="text-align: right;">以上 (平成22年7月制定) (平成26年12月改正) (令和2年3月改正) (令和6年10月改正)</p>